

# 千年前の造園指南書「作庭記」について

山村 賢治

はじめに

庭園文化研究分科会では、過去数年「出雲流庭園」をテーマに島根県内の主要庭園の視察と考察を重ね、その成果は「研究報告」のほか、講座開設や複数の新聞の特集記事への採択等を通じて外部にも一定の評価を得ている。筆者は、前回（平成30年度）の研究報告において「概説・日本庭園史」として日本庭園の通史の概略を記したが、今回は約千年前の平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて書かれたとされる、日本庭園の考え方や造園の心得などを記した「作庭記」について、その概要を紹介しようとするものである。

## 1. 「作庭記」とは何か

藤原氏による摂関政治が全盛期を迎える平安時代中期（11世紀半ば頃）、平安京における貴族の住宅である寝殿造に伴う庭園、すなわち寝殿造庭園の形が成立する。寝殿造りの住宅や庭園は現存しないので、その構成やデザインについては、貴族の日記や物語、あるいは絵巻物といった文献資料や絵画などから推定するほかない。寝殿造庭園は、池の水源や立地条件、主人の好みなどにより当然ながらそれぞれ相当の個性をもっていた。この寝殿造庭園に対応した作庭書として知られるのが「作庭記」で、その名称は江戸時代に塙保己一（はなわほきいち）が編纂した「群書類従」に収められて流布したもので、鎌倉時代には「前裁秘抄」（ぜんさいひしょう）と呼ばれていた。その編著者については、藤原頼道の庶子で伏見修理太夫と呼ばれていた橘俊綱（1028～94）というのが定説とされ、11世紀後半には原本のおおもとが成立したものとみられ、作庭書としては日本最古（世界でも最古）である。

## 2. 作庭記の構成

「作庭記」には庭園とは何かということについては、明確には書かれていない。庭園を造る技法について主として記述されていることから、技術書的性格が強いと言える。

「作庭記」は一貫した方針によるものではなく、以下のような章立てとなっている。すなわち、

- ① 「石を立てん事、まず大旨（おおむね）をこころうべき也」
- ② 「石を立つるには様々（ようよう）あるべし」
- ③ 「嶋姿の様々をいう事」
- ④ 「滝を立つる次第」

- ⑤ 「遣水の事」
- ⑥ 「立石口伝」
- ⑦ 「禁忌といふは」
- ⑧ 「樹の事」
- ⑨ 「泉の事」
- ⑩ 「雑部」 である。

庭園の主要な要素として配石、園地、中島、滝、遣水、樹木、泉などが考えられていて、その中でも配石が最も重視されているのが「作庭記」の特徴である。

まず、「石を立てん事……」の章の冒頭では、作庭にあたっての三つの基本理念が示される。

- 一、地形により池のすがたにしたがひて、より来る所々に風情をめぐらして、生得の山水をおもはえて、その所々はさこそありしかと、おもひよせよせたつべき也
- 一、昔の上手の立て置きたるありさまをあととして、家主の意趣を心にかけて、我風情をめぐらしてたつべき也
- 一、国々の名所を思ひめぐらして、おもしろき所々をわがものになして、おほすがたをそのところどころになずらへて、やはらげたつべき也

第一点に、庭園の立地を考慮しながら「生得の山水」すなわち山・海・川・滝などの優れた自然景観を思い起し参考にすることを挙げ、

第二点では過去の優れた作例を模範としながら、家主の意向を考慮しつつ、自らのデザイン感覚で仕上げることを示している。

さらに第三点では、国内の名所の景観を思い起して優れた部分を自分の感覚のなかに吸収し、それを必要に応じて庭園に当てはめることをすすめている。

「作庭記」には、章立ての項目からもうかがえるように、島・滝・遣水・植栽・泉などについて詳細な記述がある。そこでは、陰陽五行説や四神思想に基づいた禁忌などが記される一方、作庭にあたっての合理的な方針や技術面の記述も数多く見られる。例えば、遣水のほとりの野筋（のすじ：低い帯状の地形の高まり）ではあまり繁茂する植物は植えず、「桔梗、女郎花、われもかう、ぎぼうし」などを植えるべき、との記述からは、庭園の草花植栽に対する好みがかがえる。また、池の中に島を作る場合には、池を掘った後に盛土するのではなく、池の造成の際に予め掘り残しておけば岸に立てる石も

安定する、といった合理的な技術論も見える。「作庭記」が平安時代の寝殿造庭園のみならず、日本庭園を理解する上でも不可欠の書物であることに異論はない。

これらは現在の日本庭園の作庭のみならず、ランドスケープデザイン一般においてもほぼそのまま当てはめることができる基本姿勢であり、その先進性と普遍性は特筆に値する。

### 3. 作庭記の特徴

「作庭記」の特徴は、庭園の細部についてのこだわりであり、石、水、木など作庭の個々の素材についての考え方である。石の立て方、滝の作り方、島の姿、山の築き方など、作庭の部分や素材の扱い方が詳しく述べられている。「作庭記」のめざすところは、庭園づくりの心得、作庭の極意であり、確かな「造形」を達成する心構えや技法については核心を突いた言葉で説明される。まさに庭園づくりの指針として奥深い理論書といってよい。しかしながら「作庭記」は庭園の作り方の指南書であって、庭園の使い方、利用法の指南書ではない。したがって、「作庭記」が書かれた時代の庭園の使われ方、どのような目的で庭園がつくられたのか、についての直接的な説明は得られない。

### 4. 「作庭記」の技術

#### ①作業工程

「山水抄」の一節に次のような作業工程に関する文章がある。(口語訳)

「最初に施主の要望や敷地の条件に合わせて、作庭構想の概略を描いた絵図がつくられ、次に現場において絵図に従って縄張りをして園池の位置及び形状を決定してから、掘削を行なう。続いて、中島を掘り残すことと、園池に流入する遣水と排水路の方向を決定する。掘った土は捨てる手間を省くためもあって、築山とか、あるいは原野を意味する野筋を作るのに用いる。こうした切土や盛土作業が終わると、園池、中島、滝、遣水などに石が立てられる。配石が済むと樹木や草花が植えられて庭園は完成する。」

#### ②園池・遣水

「作庭記」には、園池は大海あるいは沼をかたどるものとされているが、園池の構築には具体的な方法は示されていない。京内の古庭園の園池では、起伏が少ないことから掘り窪める工法が一般的であったと思われるが、比較的地下水位が高く、流入する水量も豊富であったからか、特に漏水防止対策の方法には触れていない。園池を掘削する際に、中島は大体の形に削っておくほうがよいとされる。完全な形にしてしまうと、石を立て

た時に石の根元部分が堅固でないために、水を入れた後崩れやすくなるからである。

敷地が狭いために園池が設けられない場合には、遣水だけの庭園もつくられた。この遣水は園池の代わりであるから幅は広くして、明るく軽やかに見せるために、浅くするのが好ましいとしている。

### ③配石

「作庭記」は石を立てることを重視しているだけに、その技術的方法については詳しく説明している。特に園池の岸辺の石を据えることは、水位に合わせて高さを決定する必要があり、「水準器」を使用するなど、その具体的な方法が示されている。また、園池の石は水によって足元の土がえぐられて崩れやすいことから、様々な工夫がなされたようである。

滝については、滝口の左右の石と水落の石との間には防水処理をすべきとし、また、水落以外から水が漏れると水量が減少して形をなさなくなるから、その防水対策として、粘土に石を混ぜた土を入れて突き固めるべきとするなど、具体的な方法を示している。

### ④植栽・泉

配石が終わると次は植栽となる。植栽を先にすると、石を置く際に邪魔になるからである。「作庭記」で実際に植えられていた樹木は、松、柳、梅、カエデなどわずかな種類しかない。低木類も少なく、その代わりに草花が数多く植えられて、「前栽」と呼ばれて親しまれている。

当時は納涼のために泉を設けることが流行していたようで、様々な方法で水を引き込み、利用している。湧水を直接井筒や暗渠で引き込んだり、水槽を置いてその水を竹筒や箱樋で引いたりしている。また井戸を利用する方法も考えられている。

## 5. 「作庭記」における禁忌・陰陽五行・四神相応について

### ①禁忌について・・・自然への畏怖（石神・霊石）

作庭に自然石を用いるには、古くから伝えられる決まり事があり、それをおかすと祟りがあるとされた。「立石口伝」には、霊石・石神などの表現がいくつもみられ、石が強い霊力を持つと考えられていたことがうかがえる。たとえば、「霊石」は高い峰より転がして下へ落したとしても、落ちたところでもとの場所にあったのと変わらない姿で座す。このような石を立ててはならない。捨てるべきである。」とある。これは自然石のときからすでに霊石であり、そもそも用いてはならないものである。また、自然の状態では何事もなかった石が、作庭の方法を誤ると、霊石や石神となって家人に祟るというもので、「山や河辺にもとあった石は、その用い方によって必

ず石神となって家人に崇りをなすことは多く見られる。その所に人は長く住むことはできない。「もと立っている石をふせ、もとふせている石を立てるようなことをすると、その石は必ず霊石となって、たたりをなすはずである。」「高さ四、五尺の石を丑寅（東北）に立ててはならない。或いは霊石となり、或いは魔縁入来のたよりとなるゆえに、その所に人の住むことは久しくない。」とも記されている。これは自然の環境に置かれている自然石を移動し、庭に配することによって、それまで何事もなかった自然石が、その設置法や置く方位によって霊石や石神、魔縁入来の抛り所となるというものである。これらの記載からは、いずれも自然石に対する深い畏怖がうかがえる。

#### ②陰陽五行について

作庭記にみられる五行に関連した記事として、立石口伝に「東方に他の石より大きい白色のものを立ててはならない」、また「遣水事」には「遣水をも殿舎や寝殿の東よりいだし、南に向かいて西へ流すべきである」とある。

また「樹事」には、古のひとはいう、東には花の木を植え、西にはもみじの木を植えるのがよい」と。ここには五行にもとづく季節と方位の連関がみられる。

#### ③四神相応について

「作庭記」の著者は作庭のための優れた技能を持つばかりでなく、歴史・習俗・伝承などへの深い理解、人心への細かい配慮があり、作庭を多元的にとらえ、それらを踏まえた哲学を持っており、それらが禁忌・陰陽五行・四神相応の記載と深く関連していた。

### 6. 「作庭記」の精神

作庭記が後に書かれた多くの作庭書と異なる点は、庭園の様式よりも作庭の原則を重視していることである。時代を越えて、造園における造形とは何かということや造園家の基本的な姿勢を説いていることであろう。作庭記の全体を貫いている精神は、「大旨」として最初の数行にまとめて述べられている。例えば「石を立てること」が庭園を造ることを意味し、それを進めるにおいて地形などの環境条件に従い、自然風景や過去の優れた作品を参考にして、施主の意向を尊重しながら自分の趣向を加えることが庭園をつくる時の基本だということである。このことは現代にも共通する精神である。

本文と重複することになるが、次にその原文の最初の数ページの口語訳を引用する。

7. <口語訳> (一部) 田村 剛著「作庭記」(相模書房刊・昭和 39 年) より

作庭記

石を立てるについては、まずおおよその趣意(大旨)を心得る必要がある。

- 一、 地形により池の様子に従って、よって生ずる所々に趣向をめぐらし、自然の山水を考えて、あそこはこうであった、ここはこうであったと思ひ合わせ思ひ合せ立てるべきである。
- 一、 昔の名人が石を立て残した有様を模範として、家主の意向を心にかかけ、それに自分の趣向をめぐらしてこしらえ立てるべきである。
- 一、 国々の名所を思ひめぐらして、その面白い所々を自分の考えに取り入れて、大体の姿をその所々になぞらえ、やわらげて立てるべきである。

殿舎を造るに当って、それを装飾ために、山を築いたという事も、祇園図経に見えている。

池を掘り石を立てようとする所には、先ず地形を見たと、たよりに従って、池の姿を掘り、島々を作り、池へはいる水落や、池の水を流し出すべき方向を定むべきである。

南庭を置くには、階隠(寝殿正面の階上に出した廂)の外の柱から池の汀に至るまでを、六、七丈の広さにし、若し内裏儀式ならば八九丈もなければならぬ。それは拝礼の事に備えねばならぬからである。但し方一町の家南面に池を掘ろうとするのに、庭を八九丈も置いたならば、池の面はいかほどにもならない。その辺よくよく心を用うべきである。堂社などには(庭は)四五丈でも差支えないのである。

- 一、 島を置く事は、場所の様子に従い、又池の寛狭によるべきである。但し、然るべき所ならば、定めとしては島の端を寝殿の中央にあてて、島のうしろに楽屋を設けるよう、用意しなくてはならぬ。楽屋は七八丈にもなることがあるから、島は予め用意して広く置きたいのであるが、池の大きさによるべきことであるから、時には引き下がった島などを置いて、仮板敷をしきつづけねばならぬ。この仮板敷をしくのは島が狭いためである。この場合、なるだけ楽屋の前に島が多くみえるようにするがよい。そうであるから、前の方はそのままにし、不足の所に仮板敷を敷くのだと聞いている。又そり橋の下が上座の方から見えるということは、この上もなく悪いことである。そうであるから、

橋の下には大きな石を数多く立てるのである。又島から橋を渡すことは、正しく階隠の間の中心に当ててはならぬ。すじちがい、橋の東の柱を階隠の西の柱に当てるべきである。又山を築き野筋を置くことは、地形により池の姿に従うべきである。又透渡殿（吹き放しの回廊または渡殿）の柱を短く切って、非常に大きな山石の角あるものを、立てさせるがよい。又釣殿のはしらに大きな石を据えさせるがよい。又池や島の石を立てるには、現在水を引いてみるのが困難であるならば、水衡を据えさせて、釣殿の簀子の下桁と、水面との間四五寸ある位を計り、所々に目盛のしるしを立てて置いて、石が池の底に入り、水にかくれる度合、水面から出る度合いを計るべきである。池の石は、底からつよくさきえつつみ石を置いて、立て上げて置けば、年数を経ても崩れ倒れることはないのである。それで水の干上がった時でも、やはり面白く見えるのである。島を置くことも、初めからその島の姿に切立てて掘っておいたならば、その岸にきりかけきりかけ立てた石は、水を入れた後に、岸がふやけて立てた石がもたない。故に大体の島の形を取って置き、石を立てた後、次第に島の形にきざみ作るべきである。又池並びに遣水の尻は、未申（西南）の方へ出すがよい。それは青龍（東）の水を白虎（西）の方へ出すべき故である。池尻の水落の横石は釣殿の下桁の下の方から水面まで四五寸を、いつもすかせて、それ以上になれば流れ出るような程度を、計って据えるべきである。

凡て滝の左右、島の尖端、山のきわの外は、高い石を立てることは稀である。中でも庭上に家屋に近く三尺以上の石を立ててはならぬ。若しこれを犯したならば、主人はその家に居住することなく、終にそこは荒廢の地になるということである。又離れ石は荒磯の沖や、山のさき、島のさきに立てるべきであるとか言う。離れ石の根元には、水面に見えない程度に、大きな石を二つ三つ三鼎に掘り沈めて、その中に立てて、つめ石をうちいらせるがよい。

- 一、池もなく遣水もない所に石を立てることがある。枯山水と名づける。その枯山水の様式は、片山の岸や又は野筋などを造り出して、それに取り付いて石を立てるものである。又、専ら山里などの様に面白くしようと思えば、高い山を家屋近く築き、その山の頂から裾の方へ石を少々建て下して、この家を造る為山に片側の険しい処を崩し、土をとり除いたために自然に掘りあらわされた石が、底深く平らに拵がついて掘りのけようもないから、その上又は石の片かどなどに、束柱をも切りかけたという体にすべきである。何物かを手がかりにとし

て、小山のさきや、樹のもとや、束柱のきわ等に取り付けて、石を立てることがある。但し庭面には石を立て、前菜を植えることや、階下の座席などを敷くことに意を用うべきであるとか言う。すべて石を立てることは少なく、臥せることが多い。けれども石ぶせとは言わないのである。

石を立てる様式は色々ある。

立石様

大海の様式、大河の様式、山河の様式、沼池の様式、蘆手の様式等である。

- 一、 大海の様式は、先ず荒磯の有様を立てるべきである。荒磯は、岸のほとりには不格好に尖った幾つかの石を立て、汀を床根として立ち出たいしを、数多沖の方へ立てつづけて、その他にはなれ出た石も少々あるのがよい。これはみな浪のきびしくかかる所で、石の洗い出された姿である。さて所々にずっと洲崎や白浜を見せて、松などを植えるべきである。
- 一、 大河の様式は、その姿が竜蛇の行く道の様になるのである。先ず石を立てるには、第一に水の曲折した所を初めとして、主石の稜のあるのを一は立て、その石の要求するのを限度とするのである。その次々の石を立てていくこと、水は向こうかたの物を崩すものであるから、山も岸も保てない。その石にあたった水はそこから折れ、またはたわんでつよく行くから、その末を考えて又石を立てるべきである。その未未は、この要領を飲み込んで、次第に風情を変えながら立て下すのである。石を立てる所の遠近や多少、及び場所の様子に従って、その時の趣向によるべきである。水は左右の岸がせまって、細く落ち下る処は早いから、少し広くなって水の行き弱る所に白洲を置くのである。中石はそのような所に置くがよい。勿論中石があらわれたならば、その石の下の方に洲を置くのである。 （以下省略）

<参考文献>

作庭記	田村 剛	相模書房
「作庭記」から見た造園	飛田 範夫	鹿島出版会
図解 作庭記	斎藤 勝雄	技法堂
作庭記と日本の庭園	白幡洋三郎	思文閣出版
日本庭園－空間の美の歴史	小野健吉	岩波新書
公開：作庭書	大阪市立大学中谷ゼミテキスト	



